

本内容で了承いただけましたら、暫定版として決定し、色付け部分について新組織に移管したものについて、改めて庁議で審議いただく予定です。

市長 特に意見等なければ、暫定版については案のとおり決定し、新年度に新部長の元で必要に応じて調整の上、次回以降の庁議において継続審議とします。続いて、審議事項3「狛江市地域防災計画（火山編）（素案）に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施について」の説明をお願いします。

部長 狛江市地域防災計画（火山編）（素案）の都協議終了に伴う意見提出について、3月26日までとじていましたが、特段意見はありませんでした。今後、防災会議を経て、パブリックコメントを4月15日から5月14日まで実施し、市民説明会を4月22日及び25日に実施します。25日の市民説明会では防災カレッジを併せて実施予定です。

市長 本件について、質問等ありますか。

副市長 防災カレッジの内容を教えてください。

部長 火山防災研究センターの方を講師に迎え、火山災害に関する情報や知見を講義いただく予定です。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。続いて、審議事項4「第3期狛江市環境保全実施計画（2026年度～2029年度）（案）について」の説明をお願いします。

部長 3月17日庁議後に各部からいただいた意見等を踏まえ、修正をまとめました。

主な修正点は、令和11年度に整備予定の（仮称）西和泉スポーツ施設に関して、緑化や脱炭素に向けた設備導入についての検討・実施を新たな取組として追加したほか、市の施設における省エネルギーの推進及び暑さ対策の推進に向けた取組として、学校プール民間施設等活用実施事業の実施を新たに加えました。また、脱炭素分野には、新たな再エネ型設備（ペロブスカイト太陽電池）の導入促進に向けた検討を加えました。その他、前回庁議や各部からの意見を踏まえ、対応表のとおり修正しています。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。続いて、審議事項5「狛江駅周辺まちづくり方針（案）について」の説明をお願いします。

部長 3月24日庁議後にいただいた意見を踏まえ、数箇所の文言整理、修正を行いました。今後、本方針（案）を基に、市民意見聴取等を実施し、令和9年度末に方針として策定予定です。

市長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。

次に、報告事項1「市民参加と市民協働に関する審議会答申（総合的評価）について」を報告してください。

部長 狛江市市民参加と市民協働に関する審議会から、市民参加と市民協働の実

施状況に関する総合的評価の実施に関する事項について、3月24日に答申を受けました。

答申の概要ですが、市民参加・市民協働について、令和6年度の答申に基づく新しい評価方式として、各事業のプロセスに着目した評価を初めて行いました。対象事業は、令和6年度に実施した政策室の市民参加3事業、市民協働1事業としました。事業ごとの評価は後半にあります。市民参加については、形式的に適切に行っている、実質的に市民意見を取り入れようとしているかという点に着目したため、やや厳しめの評価となったとしています。

総合的評価について、市民参加は3つの視点で評価しています。

1点目 市民参加手続きの選択については、3事業とも適切に行われており、審議会に子連れで参加した委員がいたことを評価されています。

2点目 市民参加のスケジュールについては、年末に4件のパブリックコメント、市民説明会が重なったことが参加者数が少なかったことに影響した可能性があるとして指摘されています。

3点目 事業内容や市民参加手続きに関する市民等への情報提供については、パブリックコメントの意見や市民説明会の参加者が少なかったことは、情報提供に課題がある等と指摘されています。

次に、市民協働事業についても3つの視点で評価しています。

1点目 協働に至る過程については、市民活動支援センターの支援を受けて団体が立ち上がり、協働事業としてマッチングしたこと、団体と担当部署が綿密に連絡を取り合い、情報を共有しながら活動を進めたこと等を評価されています。

2点目 協働体制については、市が把握しにくい声を市民団体が取り上げ直接対応し、バックアップとして場所の確保等を通して市の役割を団体と協議しながら進めていることは評価できる。一方で、団体自身が、新規支援者の獲得、新しい被支援者との繋がりを作ることはあまりできておらず、引き継ぎの課題であると認識していることから、関連部署との連携により、繋がりやすい仕組みを構築することが求められているとされています。

3点目 協働の成果については、団体と担当部署との協働で、場所・資金・支援ノウハウを組み合わせた支援窓口ができ、支援の取組が動き始めた実績は高く評価できる。今後も本事業へのニーズは高まっていくと考えられ、市と団体の協働により、教育委員会と市民協働担当部署の連携を含め、より良い体制が整えられていくことを期待しているとされています。

最後に、市民参加・市民協働の更なる推進についてです。市民参加については、複数の事業の市民説明会やパブリックコメントが重ならないように調

整すること、市民説明会については、周知の時期を早める、説明会を動画配信方式等を工夫すること、市民説明会の資料を工夫することが提案されています。市民協働は、団体と担当部署の事業評価シートだけでなく、利用者の声も聴いてほしいと提案されています。

個別の評価としては、後期基本計画の策定について、同時期に4件のパブリックコメントと市民説明会が重なった点等の指摘があり、総合評価は「C適切であるが工夫が必要」とされています。旧狛江第四小学校跡地整備基本計画では、パブリックコメントで行政が求めていた内容が伝わっていなかったと考えられること等が指摘され、総合評価は「C適切であるが工夫が必要」とされています。男女共同参画推進計画では、審議会に子連れで参加できる工夫等が評価され、総合評価は「B優れている」とされています。協働事業の外国人を支えるやさしいまちでは、協働に至る経緯等が評価され、総合評価は「B優れている」とされています。各事業とも、スケジュールや情報提供等に課題はあるものの、市民が参加しやすいような工夫がされており、基本的には評価をいただいていると考えています。

今回の答申にあった市民参加手続きに関する提案は、パブリックコメントや市民説明会のスケジュール設定等についてマニュアルに盛り込むので、より実質的な市民参加につながるよう、協力をお願いします。

市長 本件について、質問等ありますか。

副市長 今後の工夫として、評価に当たり参考にした市民協働事業評価シート等の資料を巻末に付けるようにお願いしたいです。

部長 承知しました。

市長 令和6年度にパブリックコメントが重なってしまったのは、参加と協働を推進する部署において、スケジュールが調整できていなかったという印象です。年度当初に事業は決まっているので、本来は推進部署がヒアリングをしてまとめ、スケジュール調整するのですが、それができていませんでした。4月から新たな部、課となるので、しっかり体制を整えて全体調整をしてください。5月頃には推進部署がヒアリングできるよう、各部においても市民参加が必要な事業、施策については整理してください。

また、パブリックコメントで意見がないことや、市民説明会の参加者が少ないことについては、何かの事業と一緒にやるのが有効だと思います。今回、子どもの権利条例では、イベントの中で大勢の方から意見をいただきました。これから市民参加や意見聴取をする際は、より多くの広い意見が取れるよう工夫してください。

続いて、報告事項2「地域データ連携基盤の廃止について」を報告してください。

部 長 国の令和4年度第2次補正予算による、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、福島県矢吹町と共同利用している地域データ連携基盤を、令和7年度末をもって廃止します。

スマートシティの取組を進めるため、その中心となる本基盤を矢吹町と共同で構築し、構築後は他自治体の参加により都道府県を越えた広域で共同利用していくことで、運用保守業務のスケールメリットを活かし、低廉な費用で継続運用が可能になることを目指していました。しかしながら、本基盤構築中の令和5年度中に、国の補助金説明会等でデータ連携基盤について、今後は都道府県単位で集約する方向性が示されたことから、本基盤に搭載するサービスについては、本基盤を活用しながらも、独立してサービスが稼働できるように構築をしています。その後、国の令和6年5月10日付け事務連絡において、データ連携基盤は都道府県単位で集約するという方向性が正式に示されたことから、コンソーシアム内で検討を重ねてきましたが、本取組自体が国の方針と相反する形となったことから、当初目指していた地域を越えた共同利用の継続は困難であるとの結論に至りました。

このことから、令和7年度末をもって福島県矢吹町と共同利用している地域データ連携基盤を廃止します。

市 長 続いて、報告事項3「市民食堂休止期間終了後の運営事業者について」を報告してください。

部 長 従前、狛江市民食堂の運営を担っていた株式会社ジャックポットプランニングとは、令和6年4月1日から令和8年8月31日までの間、市民食堂を一時休止することで覚書を締結しています。休止期間終了後、引き続き運営する意向があるか伺っていましたが、休止期間後の運営を辞退する旨の回答がありました。そのため、今後市民食堂を運営する事業者を新たに選定します。選定方法は公募型プロポーザル方式を予定しており、5月から公募を開始し、7月に事業者決定、冬には市民食堂を再開したいと考えています。

市 長 本件について、質問等ありますか。

副市長 7月に事業者決定とありますが、改修する場合は補正予算を組まないといけないので、その時期を意識しておいてください。

部 長 承知しました。

部 長 公募の条件として、事業者が自ら改修することも考えられるかと思うので、予算についてはその点も含めて調整できればと思います。

市 長 秋はイベントも多いので、できればイベントに間に合うようにすることも含めて考えてください。

続いて、報告事項4「災害時における罹災証明書発行に関する協定について」を報告してください。

部 長 災害時における罹災証明書発行に関し、東京消防庁狛江消防署と協定を締結しました。本協定は、災害が発生した際の火災被害に関する罹災証明の発行について、狛江市が実施する罹災証明の発行及び狛江消防署が実施する火災被害状況調査の際、それぞれが相互に協力し、被災者の生活再建支援等の業務を円滑に実施するための協定です。本協定の締結により、狛江市は火災被害状況調査に必要な情報を狛江消防署に提供し、協力体制を構築することで円滑な罹災証明の発行が可能となります。

また、罹災証明発行手続きの窓口には狛江消防署職員を配置することにより、被災者に対してその妥当性を説明することが可能となり、更なる生活再建支援の向上に結びつくものと考えています。

市 長 続いて、報告事項5「狛江市長選挙事務従事職員の委嘱依頼について」を報告してください。

部 長 6月28日に狛江市長選挙が執行されます。告示日は6月21日、期日前投票は告示日の翌日22日から投票日前日の27日まで、投票日は6月28日です。開票は、狛江第二中学校体育館で午後9時から行います。

投票事務に従事する職員の選任ですが、職務代理者1人及び案内（庶務）係1人の合計2人の選出をお願いします。職務代理者に従事する職員は、原則として管理職の従事をお願いします。住所要件はありません。また、名簿対照係と用紙交付係は委託事業者が担当するため選任は不要です。

投票所は、市職員2人、委託事業者5人の7人体制を基本としますが、選挙人登録者数の多い、第1及び第5投票所は委託事業者7人の9人体制、第13及び第14投票所は委託事業者6人の8人体制になります。投票管理者及び投票立会人の人数は変更ありません。

なお、今回の組織改正に併せて、投票所担当部署を一部変更しています。

注意点については、基本的に2月の衆議院議員選挙と同様ですが、委託事業者が名簿対照係、用紙交付係及び場内整理案内を担当し、投票終了後の撤去を行います。職員は、投票録作成後に片付けを行わずに開票所に移動します。前日設営は、市職員の立会のもと、委託事業者が行います。開票事務は、開披と読取分類機への票の投入、読取分類後の票の点検を委託事業者が行い、その他は市職員が行います。

職員の選任については、投票事務従事者選任一覧表を4月17日までに選挙管理委員会事務局へ提出してください。

市 長 本件について、質問等ありますか。

副市長 過去3回の選挙で2回委託事業者を使用し、2回とも重大な執行ミスがありました。委託事業者の選定と執行ミスの対策についてどのようにお考えですか。

部 長 執行ミスに対する対策、予防について確認した上で事業者を選定し、これまでのミスについても是正できるように、委託事業者だけでなく市職員も同様に適切に取り組んでいきます。

市 長 委託で行っている他の自治体もあるので、課題も出ているかもしれません。狛江市だけの問題ではなく、他で出ている課題も調査し、整理して対策を行う必要もあります。

続いて、報告事項6「東日本大震災による被災者に対する証明手数料の免除措置期間の延長について」、報告事項7「東日本大震災による避難者に対する下水道使用料の減免措置期間の延長について」及び報告事項8「東日本大震災による避難者に対する廃棄物処理手数料の減免措置期間の延長について」を報告してください。

部 長 狛江市では、東日本大震災の被災者を対象に証明書等の発行手数料の免除を、狛江市内への避難者及び避難者が同居している世帯を対象に1ヶ月当たり15立方メートルまでの下水道使用料の減免、家庭用ごみ指定収集袋の交付、粗大ごみ処理手数料の免除を行っていますが、その期間を令和9年3月31日まで延長しました。

なお、現在対象となる方は市内で7世帯15人です。

市 長 続いて、報告事項9「狛江市ヤングケアラー実態調査の結果について」を報告してください。

部 長 3ページ「1 調査の目的と方法」ですが、本調査は、ヤングケアラーと思われる子どもを早期に把握し、適切な支援につなげるとともに、本人や家族が必要とするニーズの把握を行うことを目的とし、市内小学校5・6年生の児童、狛江市立中学校の全生徒、市内在住の高校生世代を対象に、対象者本人がインターネット上のアンケートフォームにアクセスし実施しました。

本調査は、「家族の中にお世話をしている人がいる」という設問に該当した子どもが、さらに詳細の質問に答えていく形式で作成しており、該当の有無で回答に要する時間が異なり、センシティブな内容でもあるため、市内小中学校においては学校内での一斉回答を実施するかどうかを学校判断に委ね、任意の回答としました。高校生世代には郵送で実施しました。小学生の回収率は58.9%、中学生は62.4%、高校生世代は15.7%でした。

5ページ「2 調査結果の概要」ですが、「(1) 世話をしている家族の有無」について、家族の中に世話をしている人が「いる」とした回答者は、小学生82人(10.5%)、中学生49人(5.5%)、高校生世代3人(1.0%)でした。

11ページ「(9) ヤングケアラーの自覚」について、「世話をしている人がいる」と回答し、かつ、ヤングケアラーに「あてはまる」とした回答者は、小学生で11人、中学生で5人、高校生世代で1人でした。

12 ページ「(12) 記名者について」、本調査では、ヤングケアラーについて悩み、相談や支援を希望する子どもが記名できる設問を設け、相談希望のある子どもを把握できる形式としました。記名した回答者のうち、世話をしている家族が「いる」と回答し、なおかつ、自身がヤングケアラーに「あてはまる」を選択した回答者は、小学生で3人、中学生で2人、高校生世代では該当者はいませんでした。

なお、このうちの4人については、その後の調査の中で、きょうだいのお世話をしているものの自分の時間を持ってない程の過度な負担はなく、いわゆる親のお手伝いの範疇であることや、中にはよく分からずに回答してしまったこと等を確認しています。

14 ページ以降が「3 調査のまとめ」です。

16 ページ「(10) 記名のあった子どもへの対応と要支援者の確認」ですが、本調査の終了後、子ども家庭課では学校の協力を得ながら記名のあった子どもに再度面談希望の調査を実施し、希望者との面接を実施しました。また、記名がなくても回答内容から心配な様子が見られる場合には、学校に協力いただきながら調査を実施しました。その結果、ヤングケアラーに該当し、支援が必要な子どもは1人と確認されました。当事者である子どもは困っていることを感じておらず、相談を希望していませんでしたが、関係機関等からは家庭環境を心配する声が寄せられており、現在も子ども家庭課で関わっています。また、今回の調査でヤングケアラーには該当しなかったものの、家庭での悩みを聞いて欲しいと希望する子どもとは面談を実施しています。面談を実施した子どもからは「誰かに話を聞いてもらいたかった」「話してみても心が軽くなった」という声がありました。

17 ページ「(11) 課題と取組の方向性」、本調査では、「ヤングケアラー」という言葉の認知が小学生・中学生で低いこと、自己認識が難しいために潜在的に困難を抱える子どもが把握されにくいこと、相談経験が少なく支援にたどり着けていないことも課題として明らかになりました。今後は特に小学生・中学生に向けた理解促進を図るとともに、広く市民に対しても周知啓発をしていきます。また、子どもの声を丁寧を受け止め、実態に即した支援につなげていくことも課題であり、世話をする相手や理由の多様性から、個別の実態把握と対応が必要となるため、実態調査を今後も実施し、関係機関との連携や情報共有により、支援が必要と思われる子どもや家庭の早期発見に努め、相談や支援につなげていきます。

なお、本報告書については、社会常任委員会協議会へも報告します。

市長
教育長

教育部から補足等ありますか。

子どもの認識として、お手伝いとヤングケアラーの意味が理解ができてい

ない可能性がある等、狛江市の状況がこのデータから見て取れました。

市長 調査自体は良い調査だったと思います。フォローもしっかりできています。今後追跡調査もありますし、子ども家庭部だけでなく、教育や福祉にもつなげていかなければいけないので、しっかり対応してください。

教育長 この調査は、対象者が見えにくいというところに特徴があると思います。少数がゆえに見落としてしまうことがあるため、子どもたちの認識は捉え方として受け止めてあげないと、客観的な評価だけで判断するものでもないと思います。教育でも協力いただきながら、監護していきたいと思います。

市長 また、相談しやすい窓口や体制を組むことも大切だと思います。続いて、報告事項 10「狛江市下水道事業経営戦略について」を報告してください。

部長 既存の狛江市下水道事業経営戦略は、令和 2 年度に策定しましたが、策定から 5 年が経過したこと及び令和 7 年度に狛江市下水道総合計画を改定したことに伴い、本戦略を改定しました。

2 ページを御覧ください。令和 7 年度に改定した狛江市下水道総合計画は、令和 8 年度から令和 37 年度までを計画期間としています。本戦略は、そのうち令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年分を切り出し、総務省が公表しているマニュアルやガイドラインに示されている、事業概要、将来の事業環境、経営の基本方針、投資・財政計画、経費回収率向上に向けたロードマップ及び経営戦略の事後検証、改定等に関する事項を網羅する内容としています。

3 ページから 23 ページまでを御覧ください。事業概要と狛江市下水道事業の現状と課題について、施設や財政、組織等の分析を行い、管路施設の老朽化、災害対応の必要性、維持管理費等の費用の増加、下水道使用料収入の減少及び業務実施体制の確保が課題であるとまとめています。

24 ページ及び 25 ページを御覧ください。将来の事業環境については、上位計画に当たる東京都が令和 6 年度に策定した、多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画との整合を考慮し、人口・水量を見込みました。有収水量は年々減少し、それに伴い使用料収入も減少する見通しです。

26 ページから 36 ページまでを御覧ください。投資・財政計画について、現行の下水道使用料体系を維持した場合の財政見通しについて検討しました。その結果、物価上昇や流域下水道維持管理負担金の改定等による負担増に伴い、下水道事業を運営するための資金が不足し、下水道事業を持続することが難しいという検討結果が得られ、それを踏まえた収支改善のためのシミュレーションを行っています。

37 ページ及び 38 ページを御覧ください。経費回収率向上に向けたロード

マップとして、経費回収率を経営改善に向けた数値目標として設定し、令和12年度に107%、令和17年度102%としました。また、5年に一度、経営戦略の改定を行い、下水道使用料改定の検討も行うものとしています。

庁議終了後、手続きを経て市ホームページで公表するとともに、次回の建設環境常任委員会協議会で報告予定です。

市長 続いて、報告事項11「調3・4・2号線（水道道路）周辺地区まちづくりニュース第6号の配付について」を報告してください。

部長 沿道のにぎわいを活かした土地利用について、令和8年度に市民意見聴取を進めるに当たり、調3・4・2号線（水道道路）周辺地区まちづくりニュースの配布を3月25日から3月31日まで行っています。内容は、水道道路沿道地区で検討中の用途地域等の変更及び地区計画の策定と今後のスケジュールについてです。

市長 続いて、報告事項12「令和7年度狛江市立学校第三者評価委員会による評価結果について」を報告してください。

部長 第三者評価は、狛江市教育委員会が設置した狛江市立学校第三者評価委員会が、各小・中学校の学校運営全般について専門的・客観的立場から評価・検証し、その結果、得られた課題及び問題点を基に、学校に対し適切な支援・指導を行うことで、地域に根ざした魅力ある学校づくりに資する取組です。報告書概要版をもって説明します。

令和7年度の対象校は狛江第一小学校、狛江第五小学校、緑野小学校、狛江第一中学校、狛江第四中学校でした。各学校の評価の観点については、「項番2 令和7年度狛江市立学校第三者評価委員会の経過」のとおり、2観点の内、1観点については、市の施策との関連を図るため、効果的な探究学習につながる素地の育成（授業改善）を共通の観点として設定しました。もう1観点につきましては、学校ごとに設定しています。令和7年度の学校訪問は、これまで同様、委員が直接学校を訪問し、校長と質疑応答を行い評価の観点に沿った授業観察を行った上で評価しました。

「項番9 総括」の（2）教育委員会の学校支援についての提言として、次の5点の指摘がありました。探究学習を充実させるための義務教育9年間の指導計画の作成支援、学校評価に関する振り返りの合同検討の実施、働き方改革によって生み出された時間の使い方に関する学校間で情報交換の機会の設定、校長の人材育成に係る資質・能力の育成及び教育委員会として人材育成支援です。

なお、令和7年度実施校には、評価結果を踏まえた令和8年度の学校経営計画を策定して学校経営の改善を図り、2年後の評価の際、推進されたことや改善点等が具体的に提示できるよう指示しています。令和8年度は、狛江

第三小学校、狛江第六小学校、和泉小学校、狛江第二中学校、狛江第三中学校の5校を対象に本評価委員会を実施予定です。

本報告書については、庁議報告後、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、報告書及び概要版を議会に送付します。

市長 本件について、質問等ありますか。

副市長 評価委員会から、9年間の指導計画の作成を求められていますが、教育委員会としてはどうするのでしょうか。

教育長 令和7年度は、校長及び副校長に小中学校兼務発令を出して連携を進めてきましたが、令和8年度は教育課程を編成している要である主幹教諭にも兼務発令を出しています。それにより、教育課程をつなげていく作業に入っており、特に総合的な学習の時間や教科については、小学校と中学校とで関連性を持たせ、お互いの視察も既に行っているため、令和8年度はそれを具体化していきたいと考えています。

市長 その他ありますか。

部長 小西DX推進監の退任についてです。

令和3年4月よりDX推進監として任用していた小西推進監について、本人からの申出により、任期満了の3月31日をもって退任することとなりました。小西推進監には、5年間にわたって本市の情報化施策の推進及びデジタル化に向けた助言・指導をいただきました。これに伴い、4月1日以降は古川推進監の1人体制となります。

市長 他にありますか。

部長 第11回こまえ桜まつり及び多摩万葉大茶会の実施結果についてです。

こまえ桜まつりは西河原公園を会場とし、多摩万葉大茶会は多摩川河川敷の五本松付近を会場として、3月28日に開催しました。桜まつりはライブステージ及び市内のお店を中心とした飲食等の出店、多摩万葉大茶会は万葉衣装のパレード、桜と箏を楽しみながらの茶会、能の上演及びトークショー等により会場を盛り上げていただきました。開催時間中は天候、開花状況に恵まれ、こまえ桜まつり及び多摩万葉大茶会合わせて、推計延べ7,000人の方に来場いただき、大きな事故等無く無事に終了しました。協力いただいた関係各課の皆様に御礼申し上げます。

なお、夜桜のライトアップは、開花状況に合わせ、4月5日まで実施予定です。

市長 桜満開の中、両方のイベントの相乗効果によって多くの方に参加いただきました。関係職員、関係団体の皆様ありがとうございました。

桜まつりは市制施行45周年を契機として始まったイベントで、多摩万葉大茶会は市制施行55周年を契機に始まりました。令和8年度は、多摩万葉

大茶会は府中市と合同で行う予定ですので協力をお願いします。

他にありますか。

部 長 イラン及び周辺国人道危機救援金の受付開始に伴う募金箱の設置についてです。

日本赤十字社でのイラン及び周辺国人道危機救援金の受付開始について、市公式ホームページに掲載するとともに、福祉政策課及びこまえみらいテラスに募金箱を設置しました。設置期間は、3月17日から5月29日までを予定しています。

市 長 他にありますか。

部 長 長野県「森林の里親促進事業」CO₂吸収評価認証制度に基づく森林CO₂吸収量の認証についてです。

本制度は、団体等が前年度に実施した森林の整備や保全活動により吸収される二酸化炭素の量を長野県が算定し、認証する制度です。3月18日に長野県で実施された認証式で認証を受けました。

狛江市では、令和4年度に長野県茅野市と、令和5年度に長野県小諸市と2050年脱炭素社会の実現に向けた連携協定を締結し、協働して森林整備を進めていくための、森林の里親契約を両市と締結しています。同契約に基づき、令和5年度及び令和6年度に茅野市の埴原田財産区、北大塩財産区の2箇所の森林において、狛江市が整備費用の一部を負担するかたちで間伐を実施していただきました。森林整備を行った令和5年度分の8.61ヘクタール及び令和6年度分の24.64ヘクタールに対して、認定を受けたCO₂吸収量はそれぞれ、16.6t-CO₂、44.1t-CO₂、合計60.7t-CO₂となり、カーボン・オフセットの取組として、市のCO₂排出量から相殺されます。

なお、長野県小諸市においては、令和6年度は本認証制度の対象となる森林整備が実施されなかったため、吸収量の認証はありません。

市 長 環境教育として、子どものみならず大人も行けるようなイベントを今後作っていただければと思います。

他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、4月6日午後3時30分から開催します。